

こども等からの意見聴取の概要

1. こども等からの意見聴取

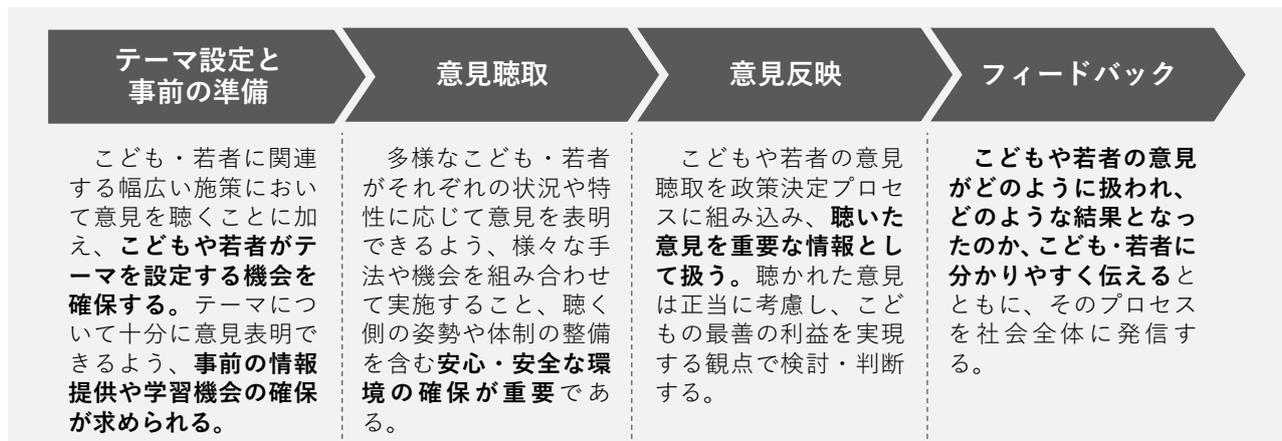
「こども基本法」第十一条では、地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。また、「調布市子ども条例」第二十一条でも、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めることとされています。

国内先進事例の調査や有識者ヒアリング等の各種調査研究結果を受け、今回公表された報告書案において以下のように整理されています。

(1) 「こども基本法」第十一条の概要（地方公共団体に求められること）

- ・地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする
- ・具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- ・聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどものフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

(2) 意見聴取から政策への反映までの考え方やポイント

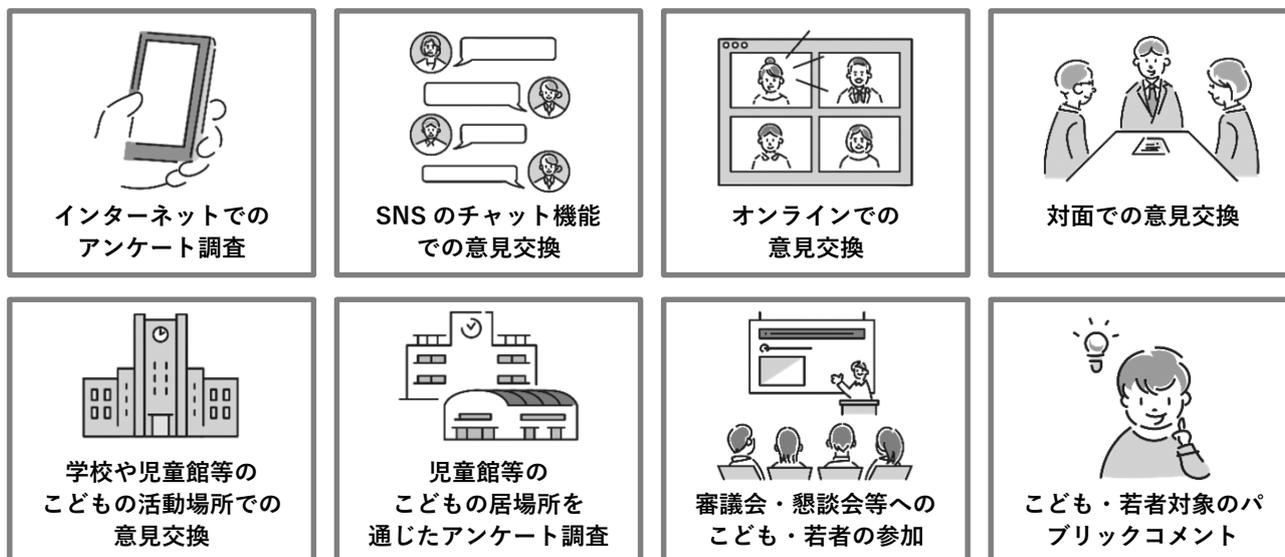


(3) こども等からの意見聴取のポイント

様々な選択肢	意見表明の方法や場については、様々な選択肢を用意して、こども・若者がその状況や希望に応じて選択することができるようにする。また、個々の施策の目的や内容、意見を聴くこどもや若者の状況や特性によって、様々な手法を重層的に組み合わせ、多様な声を聴く機会を確保する。
適切なタイミング	反映までを十分に想定せず、意見を聴いただけの取組になってはならず、こどもや若者から意見を聴き、政策への反映の是非や内容を判断する、その一連のプロセスを一体のものとして考える。
自発的な参加を促す仕組み	大人が聴きたいときにだけ聴くのではなく、こどもや若者がいつでも意見を言いたいときに言えるような仕組みや場をつくる。
事後の表明機会	意見聴取の際、時間や環境の制約等により意見や気持ちを十分に伝えられなかったり、追加の意見が生じたりすることも想定される。継続的な表明の場がない場合などは、事後にもメール等で意見を寄せられる窓口を設けるといった工夫を行う。

(4) こども等からの意見聴取の手法（例）

「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」では、意見聴取の手法として、次のような手法を例示しています。



※ こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会
「調査研究報告書」204～205 ページ

2. 調布市におけるこども等からの意見聴取の検討

(1) こども等からの意見聴取の検討，計画策定における審議

国は、「こども基本法」に基づき、「こども家庭庁」に特別の機関として子ども政策推進会議を設置し、こども施策に関する重要事項について審議し、こども施策の実施を推進することとしています。

調布市では、「調布市子ども・子育て会議条例」第一条に基づき、「調布市子ども・子育て会議」を設置してこども政策の検討・推進を図るとともに、「調布市子ども条例」第十九条に基づき、市のこども政策を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとしています。

(2) 調布市のこども等からの意見聴取検討のポイント

「調布市子ども・子育て会議」におけるこども等からの意見聴取の検討にあたっては、以下のポイントを踏まえた検討が必要です。

- 参画するこども・若者，保護者などの選定
- 意見聴取や参画の具体的な手法について
- 意見形成の機会確保にあたって工夫すべきこと
- こども・若者の意見聴取が求められる政策かどうか
- 声をあげにくいこども・若者から意見を聴く工夫や配慮事項
- 聴いた意見の政策への反映手法